

群馬県指定農薬

群馬県指定農薬流通対策事業実施要綱第2の1に基づく群馬県指定農薬は次のとおりとする。(令和7年3月28日現在)

1 重点指導農薬

(1) 重点指導農薬の種類

本県内における使用量が比較的多い農薬であって、危被害の未然防止と適正な取扱い等について重点指導を要する次の農薬とする。

【人畜に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① クロルピクリンを含む製剤
- ② メソミルを含む製剤
- ③ パラコートを含む製剤

(2) 重点指導農薬

重点指導農薬は次のとおりとする。なお、農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている使用方法や使用上の注意事項を遵守し適正に取り扱うこととし、農薬の飛散により住民や周辺作物に被害を及ぼすことのないよう十分注意する。

また、事故防止のため、保管の際は必ず鍵のかかる農薬保管庫等に保管する。

主 な 商 品 名	重 点 注 意 事 項
○クロルピクリンくん蒸剤 クロルピクリン錠剤、ドクロロール、 ドジョウピクリン、クロピク80	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 注入作業は、午前中か夕方の気温が低い時に風下から風上に向かって行い、 一時に広範囲の使用は避けるようにする。 3. 注入が終わったら、必ずポリエチレンフィルムなどのシートで地表面を被覆する。 4. 被覆を除去する際には、くん蒸期間を正しく守り風下から行う。 5. 空き缶は周囲に影響を及ぼさない場所で適切に処理する。 6. 被覆は厚さ 0.03mm 以上のシートを使用するよう努めるものとし、特に住宅地お よび畜舎周辺は場では全面被覆を行うことにより、危被害防止に十分配慮する ものとする。
○メソミル水和剤、粉粒剤 ランネット45DF、ランネット微粒剤F 等	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 長時間作業や疲労時の散布は避けるようにする。 3. 施設内など噴霧のこもりやすい場所では散布しない。 4. 施設内での灌注処理は、出入り口、天窓、側窓等を開け、適宜、通気を確保し て作業を行う。 5. 胸の高さ以下の作物に対して下に向けて散布することとし、作物が胸の高さを 超える場合は絶対に散布しない。
○パラコート液剤 ブリグロックスL等	1. 作業時には保護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、防除衣を必ず着用する。 2. 風向きに注意して低圧散布し、他の作物にかからないよう注意する。

2 抑制指導農薬

(1) 抑制指導農薬の種類

本県内における養蚕・養魚環境等の特殊事情から、流通使用について抑制指導を要する次の農薬とする。

【蚕に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① ネライストキシシン系製剤
- ② 合成ピレスロイド系製剤
- ③ 昆虫成長制御剤のうちジフルベンズロン剤、クロルフルアズロン剤、テフルベンズロン剤、テブフェノジド剤、ルフェヌロン剤、
クロマフェノジド剤、フルフェノクスロン剤、ピリプロキシフェン剤、ノバルロン剤、メキシフェノジド剤
- ④ 有機リン系殺虫剤のうちピラクロホス剤、プロフェノホス剤
- ⑤ カーバメート系殺虫剤のうちチオジカルブ剤
- ⑥ マクロライド系製剤のうちエマメクチン安息香酸塩剤、ミルベメクチン剤、レピメクチン剤(乳剤を除く)、スピノサド剤、アバメク
チン剤
- ⑦ ネオニコチノイド系製剤のうちアセタミプリド剤、チアクロプリド剤、チアメトキサム剤、ジノテフラン剤、クロチアニジン剤
- ⑧ ピリミジフェンを含む製剤
- ⑨ オキサゾリン系製剤
- ⑩ 微生物殺虫剤のうちBT生菌を含む製剤(蚕を含めた鱗翅目昆虫に対して特異的に殺虫力をもつ製剤である)
- ⑪ Na チャンネル阻害剤
- ⑫ トルフェンピラド系製剤
- ⑬ ジアミド系製剤
- ⑭ イソオキサゾリン系製剤のうちフルキサメタミドを含む製剤
- ⑮ フロメキンを含む製剤
- ⑯ メタジアミド系製剤のうちプロフラニリドを含む製剤

【魚介類等に対して特異な毒性を有する農薬】

- ① シマジン剤(水質汚濁性農薬である)
- ② モリネットを含む製剤(コイに対し慢性毒性がある製剤である)

(2) 抑制指導農薬

ア. 蚕に対して特異な毒性を有する農薬

農薬の種類(粒剤以外)	主な商品名(注1)
ネライストキシシン系製剤(カルタップ、チオシクロラム、ベンスルタップ等を含む製剤)	(エビセクト水和剤)、(パダン粉剤 DL)、パダン SG 水溶剤、リーフガード顆粒水和剤等
合成ピレスロイド系製剤 (アクリナトリン、アレスリン、エトフェンプロックス、シクロプロトリン、シハロトリン、シフルトリン、シベルメトリン、シラフルオフエン、トラロメトリン、ビフェントリン、フェンバレート、フェンプロパトリン、フルバリネート、フルシトリネート、ペルメトリン等を含む製剤)	アーデント水和剤、アーデントフロアブル、アグロスリン水和剤、アグロスリン乳剤、★アディオン乳剤、アディオンフロアブル、スカウトフロアブル、テルスター水和剤、テルスターフロアブル、トレボン粉剤 DL、トレボン EW、トレボン乳剤、ハクサップ水和剤、(パイスロイド EW)、(ブラジバジョーカーフロアブル)、マブリック水和剤20、(MR.ジョーカーEW)、(MR.ジョーカー水和剤)、ロディー水和剤等
昆虫成長制御剤(ジフルベンズロン、クロルフルアズロン、テフルベンズロン、テブフェノジド、ルフェスロン、クロマフェノジド、フルフェノクスロン、ノバルロン、メトキシフェノジドを含む製剤)	アタブロン乳剤、カウンター乳剤、(カスケード乳剤)、★デミリン水和剤、ノーモルト乳剤、マッチ乳剤、マトリックフロアブル、ロムダンフロアブル等
昆虫成長制御剤(ピリプロキシフェン剤)	ラノーテープ(「ラノーテープの使用方法和注意点」を参照)
有機リン系殺虫剤(ピラクロホス、プロフェノホスを含む製剤)	
カーバメート系殺虫剤(チオジカルブを含む製剤)	
マクロライド系製剤 (エマメクチン安息香酸塩、ミルベメクチン、レピメクチン(乳剤を除く)、スピノサド、アバメクチンを含む製剤)	アフーム乳剤、(★ガードナーフロアブル)、コロマイト水和剤、コロマイト乳剤、★スピノエース顆粒水和剤、アグリメック、ダブルシューターSE 等
ネオニコチノイド系製剤 (アセタミプリド、チアクロプリド、チアメトキサム、ジノテフラン、クロチアニジンを含む製剤)	★アクタラ顆粒水溶剤、★アルバリン顆粒水溶剤、★ジュリボフロアブル、スタークル顆粒水溶剤、ダブルカットスタークルフロアブル、★ダントツ水溶剤、バリアード顆粒水和剤、マツグリーン液剤2、(★モスピラン水溶剤)、モスピラン液剤、★モスピラン顆粒水溶剤、モスピランジェット等
ピリミジフェンを含む製剤	
オキサゾリン系製剤 (エトキサゾールを含む製剤)	ネコナカットフロアブル、バロックフロアブル等
微生物殺虫剤のうちBT生菌を含む製剤 (BT生菌)	エスマルク DF、サブリナフロアブル、ゼンターリ顆粒水和剤、チューンアップ顆粒水和剤、デルフィン顆粒水和剤、バシレックス水和剤、エコマスターBT 等
Naチャンネル阻害剤(インドキサカルブ、メタフルミゾンを含む製剤)	アクセルフロアブル、アクセルキングフロアブル、トルネードエースDF等
トルフェンピラド系製剤	アクセルキングフロアブル、ハチハチ乳剤、ハチハチフロアブル等
ジアミド系製剤 (フルベンジアミド、クロラントラニプロール、シアントラニプロール、シクラニプロール、テトラニプロールを含む製剤)	エクシレルSE、サムコルフロアブル10、★ジュリボフロアブル、フェニックス顆粒水和剤、フェニックスフロアブル、★ブレバゾンフロアブル5、ベネビアOD、★ベリマークSC、テッパン液剤、ダブルトリガー液剤、★ヨーバルフロアブル等
イソオキサゾリン系製剤 (フルキサメタミドを含む製剤)	グレーシア乳剤
フロメキンを含む製剤	ファインセーブフロアブル
メタジアミド系製剤 (プロフラニドを含む製剤)	プロフレアSC

(注1)「主な商品名」は農作物病害虫・雑草防除指針に掲載されている農薬(ラノーテープ除く)。

(注2)()は以前防除指針に掲載されていた農薬。—部は失効農薬。

抑制指導地域	使用上の注意事項
前 橋 市: 総社町総社(蚕糸技術センター周辺) 高 崎 市: 山名町、根小屋町、八幡原町のそれぞれ一部、寺尾町(県道203号金井高崎線より南側)、中尾町及び下斉田町(関越自動車の西側) 箕郷町柏木沢(本田下及び稚蚕人工飼料センター周辺)、箕郷町富岡(本村) 足門町、井出町、金古町の一部、北原町(蚕糸技術センター周辺)、中泉町、中里町、東国分町(蚕糸技術センター周辺)、福島町、保渡田町(大清水川の東)、三ツ寺町、棟高町(観音寺の一部) 下室田町(宮谷戸)、中室田町(大中「中尾根・大林」、見谷戸、荻久保、上二北部「両庭」)、上室田町(斎渡) 吉井町小串、吉井町黒熊、吉井町神保(植松、稲荷山、富士塚、田ノ入、比良、宮西)、吉井町中島、吉井町深沢、吉井町本郷 安 中 市: 高別当、古屋、原市、築瀬、西上磯部、大竹、鷺宮、上間仁田、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻一丁目、中秋間、下秋間、上後閑、松井田町新堀、松井田町五料、松井田町新井、松井田町上増田 藤 岡 市: 矢場、三ツ木 富 岡 市: 相野田、上高尾、上丹生、桑原、後賀、小桑原、下高尾、下丹生、白岩、藤木、蕨 下 仁 田 町: 中野地区 中 之 条 町: 大道 東 吾 妻 町: 須賀尾字清水、本宿字甘酒原 沼 田 市: 東倉内町、西倉内町、高橋場町、材木町、桜町、上原町、東原新町、西原新町、上之町、馬喰町、中町、坊新田町、下之町の一部、鍛冶町の一部 みなかみ町: 新巻(柳沼、二ノ木原、大島、源三原、芹沢)、入須川(切石、十二原、原、遠永)、須川、羽場、師田、湯宿温泉 太 田 市: 鳥山上町、新田天良町、新田小金町、新田小金井町(長堀用水路より北部地域)	1. 左の地域以外であっても、桑園が点在する場合は、桑園に飛散させないよう、特に注意する。 2. 一時に広範囲への使用を避け、河川・湖沼・養魚池に流入しないよう注意する。 3. 粒剤の使用については次頁のとおり。 4. ★印の農薬は、以下の使用方法に限り県下全域で実施できるものとする。ただし、桑園外周から十分に離れた場所での使用に限る。 ・ハスロ状ノズルやセルトレイ・ペーパーポット灌注処理専用ノズル、これらより粒径の大きいノズルを用いた灌注処理。 5. エアゾルおよびスプレータイプの農薬については、県下全域で使用できるものとする。ただし、桑園に飛散させないよう注意する。

農 薬 の 種 類 (粒 剤)	主 な 商 品 名 (注 1)
上記系統、有効成分を含む製剤のうち、粒剤 (箱粒剤、ジャンボ剤等を含む)	アクタラ粒剤5、アルバリン粒剤、エバーゴルプラス箱粒剤、エバーゴルワイド箱粒剤、オーベスト箱粒剤、ガードベイト A、(サンフェスタ箱粒剤)、スタークル粒剤、ダントツ粒剤、ツインターボ箱粒剤08、トリプルキック箱粒剤、トレボン粒剤、なげこみトレボン、箱王子粒剤、パダン粒剤4、(パダンバッサ粒剤)、(ビルダーフェルテラチェス粒剤)、ブーンゼクテラ箱粒剤、(フェルテラ箱粒剤)、フェルテラスタークル箱粒剤CU、フォース粒剤、(フジワソフェルテラ粒剤)、モスピラン粒剤、ルーチンアドスピノ箱粒剤、(ツインパディート箱粒剤)、(プリロソ粒剤)、プリロソ粒剤オメガ等

(注 1)「主な商品名」は農作物病害虫・雑草防除指針に掲載されている農薬。

(注 2) ()は以前防除指針に掲載されていた農薬。

イ. 魚介類等に対して特異な毒性を有する農薬
(人畜に被害を及ぼすおそれのある製剤)

農 薬 の 種 類	主 な 商 品 名
シマジン剤 (シマジンを含む製剤)	シマジン、シマジン粒剤1、 シマジン粒剤2 、シマジンフロアブル等

(注) ——部は失効農薬

ウ. 魚毒性が特に強い製剤

農 薬 の 種 類	主 な 商 品 名
モリネート剤 (モリネートを含む製剤)	オードラム粒剤、ベルーフ粒剤、コメット SM 粒剤、コメット SM1 キロ粒剤等

(注) ——部は失効農薬

抑制指導地域	使用上の注意事項
なし	1. 桑園外周から十分に離れた場所での使用に限る。 2. 散布時の気象状況に注意し、桑園に飛散させない。 3. 一時の広範囲への使用を避け、河川・湖沼・養魚池に流入しないよう注意する。

抑制指導地域	使用上の注意事項
飛散、流出等により河川に影響を及ぼすおそれがある地域	水質汚濁性農薬であるので、河川・湖沼・養魚池に流入させないこと。

抑制指導地域	使用上の注意事項
別紙 使用規制地区を参照	河川・湖沼・養魚池に流入させないこと。

ラノーテープの使用方法和注意点

ラノーテープは、昆虫成長制御剤(IGR)剤のピリプロキシフェンを含有する黄色テープである。黄色に誘引されテープに接触したコナジラミ類が産んだ卵はふ化が阻害され、その結果、コナジラミ類の増殖が制御される。

本剤は、蚕に対して強毒性農薬であるため、使用に関しては細心の注意が必要である。

(1) 適用作物及び使用量

ラノーテープの登録適用作物は野菜類(施設野菜)等であるが、本県では養蚕環境等の事情や使用後の全量回収の徹底を図る目的から、当面の間、下記対象作物に限定して使用することを可能とする。

- 適用作物 施設トマト、施設ミニトマト、施設イチゴ、施設ナス
- 適用病害虫 コナジラミ類
- 使用量 10～50㎡／10a

(2) 使用方法

作物の定植直後、コナジラミ類の発生初期に、1畝あたり1本のテープを設置する。畝上、作物の直上部に横断幕のように設置し、生長にあわせて高さを変える。なお花粉媒介昆虫(マルハナバチ、ミツバチ)や各種天敵(オンシツツヤコバチ、チリカブリダニ等)には影響しない。

(3) 使用上の注意点

- ①蚕毒性が特に強い製剤である。
- ②使用済みテープ(巻き芯、空き袋、設置に使用した手袋等も含む)の焼却は、有効成分が気化して飛散し、蚕毒事故の危険があるため焼却禁止を厳守し、所定の回収方法に従って全量回収する。
- ③施設外での使用を禁止する。
- ④養蚕または桑生産を行っている農家は使用しない。
- ⑤石灰硫黄合剤、ボルドー液等のアルカリ性農薬をテープに直接散布しない。

(4) 使用者の責務

ラノーテープを使用する使用者(生産者)は、蚕毒事故を未然防止するために、上記の使用上の注意点等を厳守し、安全かつ適正に使用することを責務とする。

(5) 販売者の責務

ラノーテープを販売する販売者(農協)は、使用者に対して、蚕毒事故を未然防止するために、上記の使用上の注意点等を厳守し、安全かつ適正に使用することを指導する。また販売した使用済みテープ等は、全量回収することを責務とする。

(6) 抑制指導地域内でのラノーテープの使用

ラノーテープは、その施用方法(非散布型施用)及び有効成分の物理化学的性状から、適切な使用・管理が厳守されていれば周辺への有効成分の拡散は考えにくい。このことから、他の抑制指導農薬(散布剤等)とは区別して、ラノーテープを別紙「抑制指導地域内でのラノーテープの使用について」に従って使用する場合に限り、抑制指導地域内での使用を可能とする。

※抑制指導地域内でラノーテープの使用に起因した蚕毒事故が発生した場合、安全確保対策が確立されるまでの間、当該事故発生地域における本剤の使用を控えるよう指導する。

モリネット剤の使用規制地区について

農協名	市町村名		規制の有無			使用禁止地区（農協支所）
	現	旧	規制 無	全面 規制	部分 規制	
赤城橘	渋川市	勢多郡北橘村	○			
		勢多郡赤城村	○			
前橋市	前橋市	勢多郡富士見村	○			
		勢多郡宮城村		○		
		勢多郡粕川村		○		
		勢多郡大胡町		○		
		前橋市			○	荒砥・柱萱・芳賀・南橘・木瀬
佐波伊勢崎	佐波郡玉村町		○			
	伊勢崎市	佐波郡赤堀町		○		
		佐波郡境町		○		
		佐波郡東村		○		
		伊勢崎市		○		
高崎市	高崎市	高崎市			○	長野
はぐくみ	高崎市	群馬郡榛名町	○			
		群馬郡倉渕村	○			
		群馬郡箕郷町	○			
		群馬郡群馬町	○			
多野藤岡	高崎市	多野郡吉井町		○		
	多野郡神流町		○			
	高崎市	多野郡新町	○			
	藤岡市	多野郡鬼石町	○			
		藤岡市		○		
上野村	多野郡上野村		○			
甘楽富岡	甘楽郡甘楽町		○			
	甘楽郡下仁田町		○			
	甘楽郡南牧村		○			
	富岡市	甘楽郡妙義町	○			
		富岡市	○			
碓氷安中	安中市	碓氷郡松井田町	○			
		安中市	○			
北群渋川	北群馬郡榛東村		○			
	北群馬郡吉岡町			○		
	渋川市	北群馬郡子持村	○			
		北群馬郡小野上村	○			
		北群馬郡伊香保町	○			
		渋川市	○			
あがつま	吾妻郡長野原町		○			
	吾妻郡草津町		○			
	吾妻郡中之条町	吾妻郡六合村	○			
		吾妻郡中之条町	○			
	吾妻郡高山村		○			
	吾妻郡東吾妻町	吾妻郡吾妻町	○			
		吾妻郡東村	○			
孺恋村	吾妻郡孺恋村		○			
利根沼田	利根郡みなかみ町	利根郡月夜野町	○			
		利根郡水上町	○			
		利根郡新治村	○			
	利根郡川場村		○			
	利根郡昭和村		○			
	沼田市	利根郡白沢村	○			
		利根郡利根村	○			
		沼田市	○			
	利根郡片品村		○			

農協名	市町村名		規制の有無			使用禁止地区(農協支所)
	現	旧	規制 無	全面 規制	部分 規制	
太田市	太田市	太田市	○			
		新田郡薮塚本町	○			
にったみどり	太田市	新田郡新田町	○			
		新田郡尾島町	○			
	桐生市	勢多郡新里村		○		
		勢多郡黒保根村	○			
		桐生市	○			
	みどり市	勢多郡東村	○			
		新田郡笠懸町	○			
		山田郡大間々町	○			
			○			
邑楽館林	邑楽郡板倉町		○			
	邑楽郡大泉町		○			
	邑楽郡邑楽町		○			
	邑楽郡千代田町		○			
	邑楽郡明和町		○			
	館林市		○			